

議会運営委員会

日 時 平成 3 0 年 3 月 2 3 日（金） 午後 時 分～
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案について（人事議案）

◎第 8 6 号議案から第 9 0 号議案及び人権擁護委員候補者の推薦

2 3 月定例会閉会日（3 月 2 6 日）日程等について

(1) 会議順序

午前 1 0 時～ 予算特別委員会

各常任委員会

（議運事前調整）

議会運営委員会 ～（幹事会）～ 会派会議

本会議（午後の予定）

（議長記者会見）

(2) 議事日程

諸報告（監査）

第 1 第 1 号議案から第 6 7 号議案（委員長報告～表決）

第 2 第 8 6 号議案から第 9 0 号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第 3 議第 1 号議案から議第 4 号議案（提案理由説明～表決）

第 4 議第 5 号議案（表決）

第 5 意見書案について（質疑、討論、表決）

第 6 決議案について（提案理由説明～表決）

第 7 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 議員の派遣について（表決）

(3) 人事議案

- 第 8 6 号議案 監査委員の選任について
- 第 8 7 号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 8 8 号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 8 9 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 0 号議案 固定資産評価員の選任について
- 人権擁護委員候補者の推薦について

(4) 議第 1 号議案から議第 4 号議案（通年議会）【別紙No. 1 ～別紙No. 4】

- 議第 1 号議案 亀岡市議会基本条例
 - 議第 2 号議案 亀岡市議会定例会条例
 - 議第 3 号議案 亀岡市議会会議規則
 - 議第 4 号議案 地方自治法第 180 条の規定に基づく市長専決事項
- ※発議者の決定

(5) 議第 5 号議案（部設置条例改正に伴うもの）【別紙No. 5】

- 議第 5 号議案 亀岡市議会委員会条例
- ※発議者の決定

(6) 意見書案

- 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）【別紙No. 6】
 - 所有者不明の土地利用を求める意見書（案）【別紙No. 7】
- ※発議者の決定

(7) 決議案

- 監査請求に関する決議【別紙No. 8】

(8) 討論通告期限

- 3 月 2 3 日（金）午後 4 時まで

(9) 議員の派遣

- 正副議長の派遣（議会運営委員会視察）

3 6月議会の日程（案）について【別紙No. 9】

○定例会の会期 平成30年6月4日～平成31年2月4日（246日間）

○各議会期間の予定（案）

・9月議会 9月3日（月）～9月28日（金）

・12月議会 11月26日（月）～12月14日（金）

4 わがまちトーク（自治会版）での意見対応について【別紙No. 10】

5 議会運営委員会視察日程について

4月16日（月）午後 愛知県岩倉市議会

17日（火）午前 三重県鳥羽市議会

6 その他

○次回の議会運営委員会

3月26日（月）午前（各委員会 → 議運事前調整 → 議会運営委員会）

議第 1 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「議会」を「議会又は議員」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 号議案

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会定例会条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会定例会条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

「毎年 4 回」を「毎年 1 回」に改め、次のただし書を加える。

ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。

第65条中「会期中」を「議会期間中」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議第4号議案

地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の
一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき市議会の議決を経た市長専決事項（昭和55年7月9日議決）の一部を次のように改正する。

第7の次に、次のように加える。

- 8 災害及び突発的な事故により、応急に必要な維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 9 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

議第 5 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条産業建設常任委員会の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

洪水回避等を目的とした流量確保のための 中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

一昨年８月の北海道・東北豪雨や、昨年７月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね３か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成２９年度補正予算で約１，３００億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、おおむね３か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年３月２６日

内閣総理大臣 }
国土交通大臣 } 宛

亀岡市議会議員 湊 泰 孝

所有者不明の土地利用を求める意見書（案）

平成２８年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約２０％に上がることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、２０４０年にはほぼ北海道の面積に相当する（約７２０万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者１人につき管理人１人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年３月２６日

内閣総理大臣	}	宛
国土交通大臣		
法務大臣		
農林水産大臣		
総務大臣		

亀岡市議会議長 湊 泰 孝

監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

公の施設のうち管理運営を委託している施設に関する事務処理について

2 監査結果の報告期限

平成30年5月31日

（理由）契約形態の適正性を確認するため。

平成30年亀岡市議会定例会 6月議会日程（案）

（定例会の会期：246日間 うち6月議会の期間：19日間）

月日	曜日	内 容	備 考
5/25	金	市長・議長議案調整	
26	土		
27	日		
28	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
29	火		
30	水		
31	木		
6/1	金		
2	土		
3	日		
4	月	定例会開会 ＜一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00＞	
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火	一般質問、議運 ＜質疑通告期限：本会議終了時＞	一般質問順 1 緑風会 2 共産党 3 公明党 4 新清流会
13	水	一般質問	
14	木	一般質問（追加議案提案）	
15	金	総務文教常任委員会（予定）	
16	土		
17	日		
18	月	環境厚生常任委員会（予定）	
19	火	産業建設常任委員会（予定） ＜意見書提出期限：委員会終了時＞	
20	水	委員会予備日	
21	木	議運＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
22	金	常任委員会、議運、定例会休会	幹事会、会派会議

わがまちトーク(千代川町)で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	議会だよりを見ていると、議案に反対ばかりしている議員もいるが、反対意見は何も反映されないのか。	反対者の意見も、時によって反映してくることもある。その内容によっては、長時間かけて実現してきたこともある。	議会運営委員会			